

政令第 号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第二十三条」の下に「及び第二十五条第三項第一号」を加える。

第七条第二項第一号中「第二十五条」を「第二十六条」に改める。

第九条中「の床面積」の下に「。次条第二項において同じ。」を、「公衆便所」の下に「（次条第二項において「公衆便所」という。）」を加える。

第十条中「基準」の下に「（次項に規定する特別特定建築物に係るものを除く。）」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第十四条第三項の規定により地方公共団体が条例で同条第一項の建築の規模を床面積の合計五百平方

メートル未満で定めた場合における床面積の合計が五百平方メートル未満の当該建築に係る特別特定建築物（公衆便所を除き、同条第三項の条例で定める特定建築物を含む。第二十五条において「条例対象小規模特別特定建築物」という。）についての法第十四条第一項の政令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準は、第十九条及び第二十五条に定めるところによる。

第十八条第一項中「経路（以下この条）」の下に「及び第二十五条第一項」を加える。

第三十条を第三十一条とし、第二十五条から第二十九条までを一条ずつ繰り下げる。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（条例対象小規模特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準）

第二十五条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十八条の規定を準用する。

この場合において、同条第一項中「次に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるものにあつ

ては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十六条の規定によるほか、」とあるのは「第十六条各号及び」と読み替えるものとする。

2 建築物の増築又は改築（用途の変更をして条例対象小規模特別特定建築物にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には、第十九条及び前項の規定は、当該増築等に係る部分（当該部分に道等に接する出入口がある場合に限る。）に限り、適用する。

3 条例対象小規模特別特定建築物のうち次に掲げるものについての第一項において読み替えて準用する第十八条の規定の適用については、同条第一項第一号中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。

一 公立小学校等

二 法第十四条第三項の条例で定める特定建築物

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和三年十月一日から施行する。

(都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正)

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十九年政令第三百四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

理由

小規模の特別特定建築物について移動等円滑化の促進を図るため、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築に係る特別特定建築物の建築物移動等円滑化基準に関する規定を整備する必要があるからである。